報告第８号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成２８年７月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

専　決　処　分　書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

１　損害賠償額　　154,585円
２　相　手　方　　久喜市菖蒲町三箇1240番地22
　　山　岸　日　出　子
３　事故の概要
　平成28年4月22日午後3時10分頃、職員が菖蒲老人福祉センター敷地内において草刈機で除草作業をしていたところ、石が飛び跳ね、駐車場に駐車していた自動車の助手席の窓ガラスを破損させた。

平成２８年６月１３日

久喜市長　　田　　中　　暄　　二